平成２４年（フ）第２０６号
神奈川県座間市東原５丁目３番４―302号
ハイムさがみの
債務者　久保川夕樹
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１４号
相模原市南区上鶴間本町２丁目24番46号　クラールハオス306号
債務者　井上　哲史
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３２号
新潟県三条市西大崎２丁目９番４号
債務者　金子　和則
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第６１号
岐阜県土岐市泉町久尻1471番地の27
債務者　渡辺　　博
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６２号
岐阜県土岐市泉町久尻1471番地の27
債務者　渡辺　**寮**子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第５１６号
堺市中区八田西町３丁11番35号―101号
債務者　川端　春美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
堺市中区平井1080番地　ハイツ葦池102号
債務者　中川　雅紀
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2340番地１―303号、旧住所長崎市田中町105番地１コアマンション長崎ネクステージ225号
債務者　白木　正史
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
群馬県太田市牛沢町1000番地１　牛沢市営住宅７―24号
債務者　小堀　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９１号
群馬県太田市内ケ島町1322番地10
債務者　川西　厚子（旧姓大岩）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２７５号
神奈川県厚木市下川入404番地１　第３シブヤハイツ103
債務者　矢澤　悠香
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３号
新潟県妙高市大字上堀之内106番地
債務者　吉越　　健
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４１号
新潟県上越市春日新田１丁目３番22号　川合貸家１号、住民票上の住所新潟県上越市春日新田１丁目３番22号
債務者　加藤　愛子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４２号
新潟県上越市柿崎区上下浜1667番地
債務者　金井　和枝
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５９２号
名古屋市千種区汁谷町110番地　鈴木ビル305
債務者　田上　健次
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１６号
名古屋市緑区鳴海町字三高根14番地の13
債務者　下村　正嗣
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１４号
名古屋市西区新道１丁目15番17号　シティスペース107号
債務者　楠本　幸夫
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４６号
名古屋市港区当知４丁目2402番地　橋川方
債務者　千葉英子こと　金　　英子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部